

文化創造都市高岡推進懇話会開催要綱

(趣旨)

第1条 高岡市における地域文化を基に、文化、芸術が有する創造性を認識し、多分野と連携・融合することで新たな文化・産業を構築する「文化創造都市高岡」の実現に向けた取り組みを推進するため、文化創造都市高岡推進懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(意見を求める事項)

第2条 懇話会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 高岡市における文化創造都市高岡推進ビジョンの推進に関すること。
- (2) その他、市長が意見を求める必要があると認める事項。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから懇話会へ参加を求めるものとする。

- (1) 芸術文化及びものづくりに関する識見を有する者
- (2) 高岡の認知度向上やブランド形成に関する識見を有する者
- (3) その他、市長が必要と認める者

(会議)

第4条 懇話会は、市長が招集する。

- 2 懇話会の参加者はその互選により、その懇話会を進行する座長を定めるものとする。また、座長は副座長を指名することができる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(分科会)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、懇話会に、分科会を開催することができる。

- 2 市長は、懇話会への参加者その他必要と認めるもののうちから、分科会への参加を求めるものとする。

(開催期間)

第6条 懇話会は平成27年10月23日から平成29年3月31日まで開催する。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、経営企画部文化創造課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。